

【一般耐震改修工事費補助事業（一般耐震改修工事）の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が1.0未満と診断された木造住宅について、判定値を1.0以上かつ耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上にする補強計画に基づき行う耐震改修工事。

【手続き方法】

